

カオダイ教団創設直後(1927年)のお告げとその解析

——大道三期普度教団の組織等の基礎の確立——

高 津 茂

キーワード：カオダイ教，大道三期普度，コォ・ブット（機筆）停止命令，外交聖座，カオダイ教聖座建設事業

はじめに

カオダイ教は、サイ・バン（Xây bản）という方法によるかコォ・ブット（機筆（Cơ bút））という方法⁽¹⁾による降霊かは別にして、降霊に際して自動書記されたお告げが神意とされ、読み上げられ、記録される。この神意を記録したものが聖言（Thánh Ngôn）⁽²⁾、すなわち神のお告げとされ、カオダイ教の教えの基幹をなす。それゆえ、このお告げの内容こそが一次資料と言えるものと思う。

これまでカオダイ教の創生期のお告げを編纂したものはタイニン聖座（Toà Thánh Tây Ninh）が出した『聖言協選（THÀNH NGÔN HIỆP TUYỂN）』【以下、『聖言』と略記する。】しかなかったが、1995年に女頭師（Nữ Đầu Sư）フウオン・ヒェウ（Hương Hiếu）（1887～1971）がサイ・バンとコォ・ブットによって降されたお告げを『道史（ĐẠO SỬ）』⁽³⁾【以下、『道史』と略記する。】として明らかにし、加えて2017年に賢才（Hiền-Tài）グウエン・ヴァン・ホン（Nguyễn Văn Hồng）（1940～2005）による『道史日記（ĐẠO SỬ NHẬT KÝ）』⁽⁴⁾【以下、『日記』と略記する。】が出されたことで、『聖言』の内容とフウオン・ヒェウ『道史』の内容をグウエン・ヴァン・ホンの『日記』と比較検討することがお告げの原文レベルで可能となった。ただ、上記資料が全てのコォ・ブットを記録とし

て保存しているかは、はなはだ心許ない。なぜなら、コォ・ブットによる降霊はヴェトナム南部では各地の壇⁽⁵⁾（đàn）で行われたものと推察されるからである。

本稿では、カオダイ教が大道三期普度の名称の下に刊行を許可しているお告げを、未だ分派を構成していない1927年段階の創生期に限定して解析することで、同時期の同教の特性を明らかにすることを目的とする。

上記の考えに基づき、筆者はすでに、カオダイ教団成立前史として「ヴェトナム南部メコン・デルタにおける五支明道とカオダイ教」⁽⁶⁾・「ゴォ・ヴァン・チュウ（Ngô Văn Chiêu）とカオダイ内教心傳」⁽⁷⁾・「カオダイ教におけるフォ・ロアンとサイ・バン —カオダイ教形成過程におけるサイ・バンを中心として—」⁽⁸⁾・「1925年におけるカオダイ教サイバン・グループとカオダイ教外教公傳」⁽⁹⁾を、カオダイ教団の創設元年については、「カオダイ教団創設期（1926）のお告げとその解析」⁽¹⁰⁾を記した。本稿はそれに続くものである。よって本稿の対象とする1927年は、カオダイ暦2年に当たる。より正確に言えば、教えを開くことを社会的に公にした大道の教えを開く大礼の日（1926年11月19日；丙寅の年10月15日）を開道の日と考えれば、開道から2ヵ月経っていない時期から始まるほぼ1年強の間のお告げを対象とするということである。

上述した論考で述べたように、内面の修行を重視するゴォ・ヴァン・チュウは、初代教宗（Giáo Tông）と目されながら「辞退」という形で退けられ、李太白（Lý Thái Bạch）がお告げの中での教宗とされている。1925年末にはサイ・バン・グループがサイ・バンのお告げの指示により、当時サイ・バンに参加したこともなかったインドシナ植民地評議会議員であったレェ・ヴァン・チュンに、同教団創設の相談に伺っているからだ。すなわち、1925年末には教団創設構想のシナリオとレェ・ヴァン・チュン（Lê Văn Trung）を教宗として置き、フランス植民地政庁からの速やかな教団創設認可の取得と教団の運営に対する圧力を最小限に抑えようとの企図が、お告げとは別のレベルで進行していたものと思う。

本稿は、その企図の一部のである教団創設直後の1927年に限定して、お告げを引き続き検討解析するものである。よりマクロに見ても、1927年は『日記』による時代区分⁽¹¹⁾では、「第1期（1925～1934）；レェ・ヴァン・チュン教宗が教えの全権を掌握する時期」に位置づけられる。

1. 資料と論述課題について

上述した3つの資料に含まれる1927年のお告げ資料は、『聖言』では55、『道史』では62、『日記』には68数えることができる。勿論同一のものが重複して含まれている。それにしても、お告げが記すよう膨大なため、個々のお告げを一つ一つ俎上に載せて解析する紙幅はない。1927年の傾向と特性を把握することを主として解析し、個別の例外的な課題は向後の課題とした上で、利用した3種の「お告げ」資料について述べる。

(1) 資料1；『聖言協選』について

タイニン聖座派が整理・編集した『聖言協選』⁽¹²⁾の第1巻に28と第2巻に27のお告げが1927年に降されたものとして記載されている。

なぜ、分けて掲載したのかは記されていない。『聖言』はカオダイ教の聖書の中核であり、カオダイ教の教義、特に最多信徒数を持つタイニン聖座派の教義上の核心であることにおいては現在も変わりはない。『聖言』第1巻が刊行された1969年、第2巻が出た1970年の時点では第1巻の28のお告げだけでは十分でないとして第2巻に補足したのか、第1巻第2巻共に時系列に従ってお告げを記載しており、お告げが降された場所によるものではない。巻を分けた理由は不詳である。『聖言』のお告げの本文の多くは、「玉隍上帝（Ngọc Hoàng Thượng Đế）は、高臺（カオダイ）仙翁大菩薩マハータット（Cao Đài Tiên Ông Đại Bồ Tát Ma Ha Tát）が南方で道を教える、と記した。」との主題の下に記される記述形式が多く、それ以外では「師が聖なる教えを諭す。」もしくは師の代わりに「太白（Thái Bạch）」が信徒を諭す記述形式をとっている事例がほとんどで、副題に個別の内容を伺わせる。よってお告げの内容は副題を中心に分類した。また、お告げを降した具体的な個人名は極めて少ない。

(2) 資料2；『道史』について

タイニン聖座派「道史委員会」がE-book等で刊行した女頭師フウオン・ヒェウ編纂になる『道史』巻2にも、詳細なお告げ等の資料がある。この1927年のお告げは、同時代を生きたフウオン・ヒェウが編纂し、タイニン聖座派の道史委員会が検閲してできた『道史』によっているため、『聖言』に比べれば、より具体的な事実関係を窺わせる「お告げ」を確認することができる。巻1は、サイ・バンによるお告げを編集しており、1927年に該当する御告げはない。巻IIはコォ・ブット（機筆）によるお告げを編集していて、62のお告げがある。記述形式は、「太白が諭した」という形式が多い点で、特徴的である。次いで「師が諭した」り、「師と太白が諭した」りという形式が多い。

(3) 資料3；『道史日記』について

お告げを網羅的に含む資料としては、グウエン・ヴァン・ホンが編纂した『日記』があり、グウエン・ヴァン・ホン氏の解説も『道史』に比較して少なくない。『聖言』に比べれば、より具体的な事実関係を窺わせる「お告げ」を確認することができる。記述形式は、「師は（門弟に）諭された。」との形式が多く、『道史』程ではないにしても、李太白が師に代わって用いられる事例も多い。

(4) お告げの重複について

重複資料に関して観ると、全く同じものと、部分的に同じものがあるが、段落を越えて同じ文章の場合は、重複に含めて数えることとする。

- i 『聖言』・『道史』・『日記』の3つに重複する御告げは、1/17,1/18,2/13（『道史』2/15に同じ）、2/28の4件である。
- ii 『聖言』と『道史』での重複は、西暦月日では、1/3,1/16,2/5,11/29,旧暦年末の5件。
- iii 『聖言』と『日記』での重複は、西暦月日では、1/8,1/10,1/18,2/5,2/13,4/5,4/15,4/20,6/1,9/17,10/27,の11件。
- iv 『道史』と『日記』では、西暦月日では、1/1,1/2,1/4,1/6,1/20,1/22,1/31,2/2,2/8,2/9,2/19,2/20,2/21,2/24,3/3,3/8,6/1,6/17,12/14,日付不詳1件の20件。

以上から、重複を除く3種の資料が記載する1927年に降されたお告げの数は140件である。重複の状況は『聖言』第1巻が25件、第2巻が28件で小計53件を母数に考えれば、『道史』との重複率は6.4%、『日記』で10.7%と重複率はさほど高くないが、『道史』61件を母数に『日記』との重複を鑑みると32.8%と3～5倍になっている。『聖言』はタイニン聖座派にとっての聖書としての性格からか、教えへの心構えや信仰の在り方を諭すものが多いためとも思われる。それに比し、『道史』も『日記』も散逸せずに残されたお告げを、網羅的に資料として残すことを目的としているため、重複率が比較的高い

と思われる。それでも5割を超えないとしている点は、『道史』における道史委員会の監査の結果かと思われる。逆に言えば、『日記』の中で『道史』に記されていない資料は、タイニン聖座派道史委員会の監査で『道史』に掲載されなかったか、タイニン聖座以外に保存されていた可能性があるお告げ資料と思われる。

(5) お告げの降された時期の偏在について

上記資料に共通して興味深い点は、お告げの降される月を観ると大きな偏在があるという点である。

すなわち、『聖言』53のお告げの内、1月が17, 32.1%。2月が13, 24.5%。3月が8, 15.1%。4月が4, 7.5%。5・6・9・10月はそれぞれ2, 3.8%。7・11・12月が1, 1.9%。8月は0となっている。1927年当初の3か月だけで71.7%のお告げを降している。逆に言えば、1927年の半ばから年末にかけてはほとんどお告げがなかったことを意味している。この傾向は『道史』61のお告げでも同様で、1月は30, 49.2%。2月は15, 24.6%。7月は3, 4.9%。3・6・9・12月は各2, 3.3%。11月は1, 1.6%。4・5・8・10月は0となっている。『日記』68のお告げに関してみると、1・2月17, 各25%。3月7, 10.3%。6・7月各6, 8.8%。4・5月各4, 5.9%。と6,7月に些か異なる傾向を示すものの、年初3か月に60.3%が集中偏在しているという傾向に変わりはない。お告げのこの偏在もしくは空白が何を意味するかは、6月1日のお告げを観れば分かる。すなわち、師が陰暦6月末日を以てコォ・ブットを中止するよう命令を降しているのである。西暦に直せば約1か月遅れとなるので、8月以降は極めて少ないことが理解できる。では、なぜ、少なくとも教えの万事をコォ・ブットによるお告げを神意として受け止め、衆生の得度もコォ・ブットによっていたカオダイ教が教団創設半年強でコォ・ブットを中止せねばならないと判断したのか。その狙いは何だったのかを明らかにする

ことが本稿の大きな課題である。

(6) お告げを降している者の偏在について

教団成立直後の時期において、誰が教団をリードしたかに関心を持って観ると、

- ① 『聖言』では、53のお告げ中各22が「聖なる教え」と「至尊 (Chí Tôn) の聖なる教え」が主語になっている。ついで5件が「李太白 (教宗) の聖なる教え」が主語となっている。残り4つは、「トゥオン尚掌法 (Thượng Chương Pháp Tương)」, 「南海観音如来 (Năm Hải Quan Âm Như Lai)」, 「関聖帝君 (Quan Thánh Đế Quân)・観音 (Quan Âm)・李太白」, 「観音如来 (Quan Âm Như Lai)」, となっており、実在の人物は「トゥオン尚掌法」だけである。
- ② 『道史』61のお告げについても、「太白」が主語となっているのが32, 「太白と至尊」が主語となっているのが10, 「至尊」は14, 残り5つは「至尊と如意道禅真人 (Như Ý Đạo Toàn Chơn Nhơn)⁽¹³⁾と太白」, 「観音如来」, 「トゥオン尚掌法」, 「白山道士 (Bạch Sơn Đạo Sĩ)」, 「永山道士 (Vĩnh Sơn Đạo Sĩ)」が各1観れるのみである。
- ③ 『日記』68のお告げについても13が不詳であるので55中で主語になっているものを数えると、「師」が17・「李教宗 (李太白)」16となっており、「至尊」が3, 「観音菩薩 (Quan Âm Bồ Tát)」が2。主語が記されていないもの10。残り7は、「至尊と李教宗」, 「如眼和尚 (Hoà Thượng Như Nhân)」, 「如意道禅真人」, 「ミイ・ロク村 (làng Mỹ Lộc) の本境神皇 (Thần Hoàng Bản Cảnh)」, 「護法 (Hộ Pháp)」, 「フウオン・タン女配師 (Nữ Phối Sư Hương Thánh)」, 「玉掌法チャン・ヴァン・トゥ氏 (Ngọc Chương Pháp Trần Văn Thụ)」が各1である。なお、13の不詳の中でも、李教宗が諭したものが少なくない。師が諭した後で、李教宗が諭しているお告げも少なくない。以上のことから、師に加えて李太白 (教宗)

が無形の精神上的の教宗として大きな割合を占めており、具体的な教団指導者としての人名がほとんど表に出ておらず、表向きは神霊が師や李太白教宗の名の下で教団運営をリードしている点が必要な特徴と言えるものと思う。この点について、ドン・タン (Đông Tân) は「無形の指導 (Diệu dụng của Vô hình)」をこの時期の教団の運営の特徴としているとともに、「無形の妙用」が五支明道 (Ngũ Chi Minh Đạo) のミン・リ (Minh Lý) の影響であると指摘している⁽¹⁴⁾。

(7) お告げの内容と本稿の論述課題について

上述した重複を除いた140件のお告げを内容別に分類・整理すると、「教えの修養」に関するものが51件36.4%と最も多く、次いで「戒律」に関するものが18件、12.9%。更に「聖地・聖座建設」に関するものが13件、9.3%。「教えの理念」に関するものが12件、8.6%。そして「コホ・ブット」に関するものが8件、5.7%。「女派創設」に関わるものが5件、3.6%。「外交聖会 (Hội Thánh Ngoại Giáo) 設立」に関わるものが4件、2.9%。そして「その他」に入るものが29件、20.7%、と続く。宗教法人としての認可が1926年10月7日であり、大道の教えを開く大礼の日が同年11月19日であり、その後の南圻6省への普度 (Phổ độ) キャンペーンで約4万人を超える信徒が入信した直後の1927年の教団に降されたお告げとしては、51件ものお告げを降して師や李教宗が何度も諭さなければならない状況があったことを意味する。

「教えの修養」と「教えの理念」により「教えへの道・心構え」等を説き、「戒律」によって違反した者を罰する。その一方で本山に当たる聖地を定め聖座の建設計画を準備する。さらに教団拡大のターゲットを女性と隣国カンボジアに広げた事が知れる。

その一方で、急速な教団拡大が混乱を惹起したため、コホ・ブット停止に踏み込まざるを得ない状況を招いたものと思われる。この混乱か

ら垣間見えるのは、コォ・ブットによるお告げを担当する組織がどこで、誰が掌握・指導していたのか。加えて師と李太白教宗の名で降されたお告げを誰が誘導し、その教団の混乱をフランス植民地政府はどのように観ていたのかについても考察することを課題とする。

2. 「教えの道とその心構え」に関するお告げについて

(1) 「教えの修養」に関するお告げについて

教団開設の1926年11月直後より、修行とか修養という言葉がしばしば使われ始めたが、丙寅の年の終わりに当たる1927年1月だけを見ても20件、39.2%、2月の8件を加えると過半を超える。2月2日（丁卯1月1日）のお告げ⁽¹⁵⁾で至尊が道暦元年を総括した中で、同日までに4万人以上の門弟を救済（得度）したと述べている。この各地に点在する門弟たちの研修が必ずしも順調でないのみならず、上述の2月2日のお告げの中で、玉隍上帝の記したこととして丙寅の年に師の高弟となった12人⁽¹⁶⁾の中で、既に4名は鬼王（Qui vương）の手の中にあり、残るところ8名のみだが、1名は怠けて教えを行っていないとも述べている。ということは、至尊が最初に弟子とした半数近くは至尊から離れていったことを意味する。ゴォ・ヴァン・チュウはカオダイ教団の運営からは距離を置いているから、実質残っているのは、1927年1月1日時点の位階で i 頭師トゥオン・チュン・ニユット（Đầu Sư Thượng Trung Nhứt）

ii 護法ファム・コン・タック（Hộ Pháp Phạm Công Tắc）

iii 尚品カオ・クイン・ク（Thượng Phẩm Cao Quỳnh Cư）

iv 保法グウエン・チュン・ハウ（Bảo Pháp Nguyễn Trung Hậu）

v 憲法チュオン・フウ・ドゥック（Hiến Pháp Trương Hữu Đức）

vi 教師トゥオン・バン・タン（Giáo Sư Thượng Bản Thanh）

の6人のみである。

教えの基本については、丙寅9月7日に「布告衆生（Phổ Báo Chúng Sinh）」が出されており、そこに基本的な理念を含めて記載されている。加えて「大道三期普度経（Kinh Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ）」も刊行され、そこには四時の修養すべき教えも含まれている。とはいえ、4万以上の門徒が、皆字が読め、経典や布告衆生の小冊子を手にしたとも思えないし、全てが意欲的に教えを学んだとは思えないために、1・2月を中心にお告げを降さざるを得なく、その内容も人徳や道徳、美德を実践して輪廻を脱し、涅槃に至るために修行に励めといった内容が続き、お互いに愛し合い、助け合い、礼と道徳を保ちながら教えを学び涅槃を目指し、天上の白玉宮（Bạch Ngọc Kinh）に集うことを目標とするよう諭す。しかし現実是不変なのか、『聖言』第2巻1月21日のお告げには地獄に落ちないためにと諭し、更に1月27日の『道史』のお告げでは、師の威厳に反する者は罰を免れないとまで言っている。確かに1929年10月29日のチョ・ロン大壇（Đại đàn Chợ Lớn）でのお告げで李太白に賞罰の権限が与えられているものの、諭すより、言って聞かないのなら罰則で縛ることを明言している。このような脅しは、『聖言』第1巻4月12日のお告げにも、心変わりして教えを損なうことがあれば罰せられるとしている。『聖言』第2巻3月7日には、聖室（thánh thất）のことに心を傾けようとも諭している。諭さなければならぬほど、教えの実践が他人事になっていることを窺わせる。『聖言』第1巻4月5日には、教えと教えを説いたもの（Thuyết đạo）を学ばねばならぬとまで諭している。その上で修養を説いても変わらないのか、遂には10月1日の『聖言』第2巻のお告げでは、師が子どもたちに聖霊を形作った。聖霊は門弟全員に、お互いの世話をし、教えを導き、教えの終わりまで導いていく権利を委ねた。神の計画は、生きとし生けるものを救うために教えの基礎を設立することを目的としていた。今

日に至っても教えの基礎が完成していないとしたら、一体いつになったらできるのだろうか？と、匙を投げて、再度主体的に自主的に教えの修養に努めることを促している。

ただ興味深いことは、『聖言』のお告げが1/3,1/10,1/23,3/5,4/15,5/27と一貫して解脱と涅槃への道を歩むための修養を説いているにも拘らず1927年度末12月22日のお告げでは、「教えは至誠・博愛の心の中にある」と言わざるを得ないほど、門弟の信仰内容は十分には改善されていなかったと思われる点である。

(2) 「教えの理念」に関するお告げについて

1927年のお告げの中には、12件の教えの理念に関するものが見える。この中で1月6日の御告げは、如意道禪真人ことレエ・ヴァン・ティエン（Lê Văn Tiếng）が降霊に入ってきたもので、『日記』の1月6日にその内容が記載されている。「自分の人生における神の意志を知りませんでした。また、欲得なしに教えを実践しました。それでも、玉隍上帝は父親が子どもたちを愛するように生きとし生けるものすべてを愛しています。なぜ私たちは働かねばならないのか、一人は二人のために、二人は十人のために、十人は百人のために、百人は一万人のために、一万人は無数の人のために働きます。衆生は、一人一人真の神性〔仏性〕を持っています。この真の神性こそ天国です。・・・」と論している。次いで『聖言』第2巻の1月8日のお告げは、「もし早くから修業をしていなければ、どんなにか煩わしさを齎すかしの霊魂（を持つ者）の歩みを導くために、天の道を開くことになるとしながら、慈悲の心がなかったならば三期普度の教えは開かれることなく、有根の多くの人を救い上げることもできず、徐々に世界は消滅したであろう。」と論している。更に『道史』の2月13日には、師がこの南部の地で教えを開いたのは、四六時中師の怒りをこうむってきた国に褒賞を授けるためであると説いている。

上述した3件のお告げ以外の9件は共に1月中旬に『道史』に収録された李太白の詩『動停調文』（Điệu văn Động Đình）により説かれたもので、1/11は「太極（Thái Cực）」について論し、1/12は「両儀（Lưỡng Nghi）」、1/13は「四象（Tứ Tượng）・八卦（Bát Quái）」、1/20・1/21・1/22・1/23・1/24・1/25の6件は「十二開天変化（Biến hoá Thập Nhị Khai Thiên）」がそれぞれ説かれている。1/11の李太白が門弟を集めて降臨し、論したお告げで、「老人である私の『動停調文（Điệu văn Động Đình）』は諸天・諸仏を教え、後に状呈（Trạng Trình）と呼ばれる白雲道士（Bạch Vân Đạo Sĩ）にその詩を渡したが、学ぶ者は白雲と呼ばれる伝統を持っていました。老人である私は「寓世（Ngụ Đòì）」⁽¹⁷⁾という題にした。」と説かれている。

3. 「戒律」に関するお告げについて

1927年中の戒律に関するお告げは18件あり、内8件が1月18日までに、各4件が2月と9月に、各1件が3月と7月に降されている。

戒律の内容から見ると、「不飲酒戒（không được uống rượu）」⁽¹⁸⁾に関して3件、「新律（Tân Luật）」に関して6件、「法正伝」に関して3件、服装規定に関して3件、その他が3件である。

(1) 「不飲酒戒」に関するお告げについて

1月2日は『道史』と『日記』に、1月18日に『聖言』に2件のお告げが降され、うち1つは『道史』と『日記』とも重複している。李太白が禁じなければならないほど飲酒が行われていたことの証左と思える。『聖言』第1巻の1月18日のお告げには、なぜアルコールを避けなければいけないかを、肉体にも害であり加えて精神にも有害である事を縷々説いている。1926年10月24日のお告げで、お供えに関する記述が降され、ワインと花とお茶を供えるように記されており、カオダイ教の祭祀にはワイン等は欠かせないことに伴う弊害と知れる。

(2) 「新律」に関するお告げについて

新律に関する6件のお告げのうち4件は1月15・16・17日の3日に集中している。新律の成立については1926年度の9月から年度末にかけてかなり創設に力を入れてきた経緯があり⁽¹⁹⁾、その流れの中で『日記』1月15日に李教宗は、律を改めるときは職色（Chức sắc）は大礼服を着るよう論している。この同じお告げの中でチャン・ダオ・クワン（Trần Đạo Quang）⁽²⁰⁾が尚掌法に、ズオン・ヴァン・ヌオン（Đương Văn Nương）がタイ・ヌオン・ティン（Thái Nương Tinh）頭師に封じられ、それまで頭師であったタイ・ミン・ティン（Thái Minh Tinh）頭師は教えを行わなかったため李教宗により職を解かれた。翌16日には、李教宗が新律を捧げる方法を論している。すなわち、師は李教宗に律令の機密事項を改める事のみを命じ、聖会の原文に従わなければならないとしたうえで、護法と尚品は次のような十二時君（Thập nhị Thời Quân）に分けた天盤を用意せねばならないとされた。すなわち、天盤の前には護法、尚品、尚生が立ち、次いでハウ、ドゥック、ギア、チャンの4位の時君が位置し、その右側に協天台のトゥオイ、チュオン、キム、ダイが位置し、その左側にはマイ、グエン、マン、フックが位置し、その両側にムイとヴィンが職を持って立つよう細かく指示している。更に翌17日も太白の名で、新律の捧げ方に関して引き続き論している。

ここまで儀礼で固めなければならないほど新律に対する抵抗があったことを窺わせる。それは2月16日の『日記』に新律を明日にも交付するようにと師が李教宗を叱っているお告げがあるからである。更に3月10日の『日記』に初めて新律の公布が明記されているが、お告げの中で「師が支配するための十分な法的権限がない」と嘆いた上で、新たに弟子になろうとする者は師との間に誓いを立てて入門しなければならず、コオ・ブットに関しても、師の命令するときに実行し、祭壇ではコオ・ブットを行うこと

なく、物事を簡単にするために新律を発行するようお願いしたと記されている。コオ・ブットに代わって法に従って行動せよということである。神意が契約にとってかわられるという争点⁽²¹⁾が、新律の公布施行問題が長引いている本質であると思われる。さらに言えば、各地の壇や聖室で自由にコオ・ブットを行い、神と直接コミュニケーションすることを制限し、教団の規則で統一を図ろうという企ては、コオ・ブットの師による独占化を意味している。逆に言えば、そう図らざるを得ない状況の背景には、多様な神意の乱立があったことが予想される。

(3) 「法正伝」に関するお告げについて

法正伝は、1926年11月20日に九重台男性派の法正伝が設けられていた。それに引き続いて『日記』2月2日の道暦元年の総括の一つとして九重台法正伝の創設が謳われており、併せて九重台女派法正伝も設けられたことがお告げに記されている。加えて『日記』2月13日のお告げでは協天台の組織と人事に加えて協天台法正伝が設けられている。法正伝は、教団内の位階ごとの権能と道服が規定されていることから、新律に比べ大きな反対が観られなかったことが知れる。

(4) 服装規定に関するお告げについて

法正伝には、職位に応じた道服が細かく規定されている⁽²¹⁾。『日記』1月15日のお告げで李太白は、「律を改めるときには、皆小礼服に着替えることなく大礼服を着なければならない。諸神・聖・仙・仏が威儀を正して高座につき視ている中で、礼を欠いているように見える。」と説いている。後の2件は『聖言』・『日記』の9月17日のお告げで教えが定める道服を違えてはならないとの内容である。『聖言』第2巻の同日のお告げには、「思いやりのある称号を付けましたが、高官は、服装が教えの職位以上である場合、犯罪は2倍に等しい。」とあるが、その高官の名前は明かされていない。このこと

は同日のトゥ・ドゥック（Thù Đức）における壇でのお告げを『日記』が、「各子どもたちよ！覚えておきなさい。師が慈悲で席に任じたにもかかわらず、職色が教えの定めた職位の仕事よりも衣服のために行うようであるなら、その罪は倍である。」としている。

(5) その他の戒律に関するお告げについて

『日記』の7月14日のお告げには、「ある聖室で諭された聖言は、全ての他の聖室にも送られねばならない。」としている。各地の聖室でコホ・ブットにより降される聖言の共有化に努めている様子が伺える。

また、『道史』の9月12日のお告げには、李太白が、「聖職評議会の定めた教えの法規に従う者は、教宗に上奏文を捧げることができる。」としている。このことは『聖言』第2巻9月12日のお告げでも確認できる。すなわち、李太白が、「徳のために互いに協力しない信者には、神と聖人が彼らを功德の書に記録するように命じ、最後の審判の日に彼らを天国に導くか判断します。賢人は思いやりのある人の聖なる教えを守るべきで、聖職評議会の制定した法に服従する人は誰でも、それを長老に提示して決定することが許されるかもしれない。多くの人が上奏します。人々を曲がった道に導くために、別の道を開きたい等と害をなす者もいる。しかし残念ながら！過去のルーツや以前帰属した教団の教えの面倒は見えていない。」と諭しており、上奏の対象が神もしくは李教宗や神霊であることを考えれば、コホ・ブット停止命令以降でも、教団の法規に則った上で長老の認可を得たものであれば上奏してもよいとの限定的コホ・ブット再開許可を意味する。

更に『聖言』第2巻9月17日のお告げでは、「聖言と詩は慎重に選ばれ、出版前に聖職協議会の承認を得なければならない。」とされた。聖言が印刷されて独り歩きし始めたことに釘を刺したものと思う。

4. 「聖地・聖座建設」に関するお告げについて

カオダイ教の聖室の最初の確立は、1926年8月にゴォ・ケン寺（Chùa Gò Kén）こと慈林寺が寄贈されたことに始まる⁽²²⁾。なお、聖地・聖座建設に関するお告げは1927年の『聖言』には記載がない。

ゴォ・ケン寺について『日記』の1月4日のお告げに、ゴォ・ケン寺の如眼和尚（Hoà Thượng Như Nhân）が寺の返済を求めている。この原因についてはドン・タンにチャン・ヴァン・クエ（Trần Văn Quế）の記述を引用した解説がある⁽²³⁾。それによると、丙寅10月15日から丁卯1月15日までの3か月間以内に寺を返す約束があったようで、1か月過ぎた丁卯の2月になっても聖会は和尚に与える代替地すら探しておらず、寺の仏教信者の反対もあり、和尚としては寺におらざるを得ず、返還を求めたようである。

『道史』と『日記』の2月19日の李太白のお告げでは、寺院返却の決意とタイ・ニン省での聖座設立の意向と、そのための協力が要請されている。加えて白玉京の地図全体に当たる50畝⁽²⁴⁾が聖地の広さとして示されている。

翌日2月20日のお告げでは、至尊は聖座用地の選定を行っている。場所はロン・タン村（làng Long Thành）のヒェプ・ニン村（làng Hiệp Ninh）とし、そのために村神のロン・タン神皇（Thần Hoàng Long Thành）を〔学問や科挙を司るとされる道教神〕文昌（Văn Xương）〔帝君〕の位に上せ、カオダイの教えを信じない者を論ずるためにヒェプ・ニン邑に就任させたと述べている。

さらに翌日の2月21日のお告げでは、至尊は聖座建設予定地の選定に進んでいる。加えて聖座建設資金の募金まで始めている。

『日記』2月23日のお告げでは、ゴォ・ケン聖室において李教宗が一区画の土地を購入し、森を開拓するよう要請している。このお告げの中で、興味深いのは、「トゥオン・チュン・ニユッ

トがタイ・トォ・タンに対して、どの土地を購入したにせよ、老師〔李教宗〕は別の地図を描くであろう、だから聖地全体でアオ・ホ（Áo Hò）の土地全てを購入することを忘れないで。」と記されていることである。師にせよ李教宗にせよ、精神世界の中で土地の選定を行っているので、たった5日で森を開墾するような大規模造成を含む聖地の選定と土地購入の決定まで進められるのであり、現実に選定作業に当たっている教団幹部は、振り回されている様子が窺える。

翌24日の『道史』と『日記』のお告げには、ゴォ・ケン聖室において、李教宗が六龍が扶けてくれる印し（Lục Long Phò Ân）があるため、この土地は聖地であると論している。

『道史』2月28日のお告げでは、ゴォ・ケン聖座において、「師は聖座建設では浪費を減らすために尺に従うよう論し、李教宗は聖座建設の位置と寸法を論じた。」フランス植民地政府はメートル法を導入していたが、尺=0.4mを利用することで度量衡の統一を図っている。また李教宗の寸法や規格は具体的で詳細であることに驚く。

『日記』3月8日のお告げで、聖座建設に触れている。「森の奥から50mまでを測り、50m、81m〔正殿の長さ〕、27mの順に空間を造成し、聖座が完全に森に囲まれるようにし、それにより大変美しい自然が、天国の庭園を囲んでいるように観えます。」と師が論じた後に、李教宗が高さ9mの聖座の土台の上に1段3寸で9段の床を作り、残り10mは、屋根の上に八卦台（Bát Quái Đài）を作り、大殿（Đại Điện）と協天台（Hiệp Thiên Đài）の屋根は同じ色で、協天台の屋根より6m高い鐘楼を2つ備える必要がある。」などの具体的な設計を寸法を含めて作り上げている様子が窺える。

このような、聖座建設に関しては日時不詳のお告げが3件『日記』にはある。詩の中で聖座の装飾に触れたり、李教宗の描いたグラフィックや構想を至尊が非難していたり、正殿

の間に龍馬（Long Mã）の形をした緑の像を据え、屋根の上の八卦台には金色のランプを据え、協天台は赤色を残しておくなど、様々なデザインがお告げの中に語られている。建設資金を集めるためにも、イメージを膨らませる必要があったものと思われる。この聖座は1932年に完成を観る⁽²⁵⁾が、現在のものとは異なる。

『日記』3月23日のお告げに、ゴォ・ケン寺を如眼和尚に引き渡したとお告げにある。要は李教宗の六龍扶印による聖地との判断で、この土地の地主のフランス人アスパー（Aspar）と売買交渉をし、木を伐採し、道路を建設し、井戸を掘り、家を建て等々急ににぎわったため、タイニン州知事チャン・タム・ビエン（Chánh Tham Biện）はカオ・クウイン・クウを尋問するに至った旨が記されている。

5. 「コォ・ブット」に関するお告げについて

1927年度におけるコォ・ブットに関するお告げは、8件あるが6月1日のコォ・ブット停止もしくはコォ・ブット中止のお告げが表現を違えて2件あるため、実質的には7件で、うち6件は6月1日以降のものである。

『道史』1月9日の李教宗が降ったお告げには、「賢友が教えを気にせずにここに来た人にも手を差し伸べ、〔降霊のための〕壇をおこして、〔教団に入門できる〕幸運を伝えることに決めているだけで、それは、しなければいけない務めを老師に何度も繰り返しなじられたためである。男でも女でもそうでしたと言った。」と述べている。これまで衆生の済度はコォ・ブットによっていた。そのコォ・ブットが形骸化していた様子が上記のお告げから窺える。

『日記』の5月10日のお告げでは、コォ・ブットで降った「聖言」の公布には、公布しようとする者の記名と明瞭で疑う余地のない頭師の印が必要と記されている。敢えてこのようなお告げを降さざるを得ないのは、コォ・ブットによる「聖言」が独り歩きしている実情があったことを窺わせる。

『聖言』第2巻6月1日のフウオク・トォにおける壇に降されたお告げには、次のようにコォ・ブットを停止することが記されている。

「玉隍大帝は、カオダイが南方に教えを諭すと書いている

教えの創設以来今日まで、正しい教えの種を蒔き伝えるために、ほとんどの門弟たちは生涯、神聖な生命を導き天国の教えを育むことに真心で取り組んできた。それは、師が信任した者たちが、神聖な道を広げるために幾多の艱難を片付けることに全力を傾け、無為なこの世のほとんどである悲惨と迷い苦しみの大河を脱け出して、少しづつ民生に導き出すための道である。

教えが確立され、ほとんどの門弟のむき出しの踵は少しの汚れもなくほぼ洗い流された。しかし、子どもたちは困難なありさまに耐えねばならなかったのも、後に進む者たちに愛情を注ぐ種をまきました。模範とすべき鑑が確立したので、小さな般若舟〔葬儀に僧侶が祭壇に供える舟形の寺器〕は幾つかの天の機〔お告げ〕に従わざるを得なく、何度も他の習俗〔カオダイ以前からある降霊の習俗〕にすっかり夢中になり不確実な危険に溺れている。

これは、邪な慣習を借用し、気高い文筆〔カオダイのコォ・ブットのこと〕を保たない門弟はいないということであり、生き物を哀れむ徳を具え、教えを開花させようという師の貴重な教えを汚すためのものである。教えについて心を悩ませた子どもたちは、何度も辛さを少しも余すことなく、文筆をくすんだ茶色〔仏僧の衣の色から仏教を意味する〕に染め苦しみをこらえた。思い悩む数えきれないことを避けつくし、あわてずに自らの志を遂げることのできる状況となるまで、後輩が共に歩みを進める姿を映すために鏡を明るく磨くことを待ち望んでいる。これは愛すべき門弟が、曲がりくねった同じ一つの道を歩み、この基準をしっかりと保つということである。修行の功のつり合いは、幸せのために各自の定めた歩みに帰せられるであろう。この6月の末に、師は教えを伝えるための

コォ・ブットを完全に止めなければならず、各子どもたちは教えを完全なものにすることにいい加減であったので長い間腐った至誠であったのであろう。

これは最後に懇ろに言い聞かせる言葉なのでしっかりと心に留めなさい、誰にもこの邪な部分はあり、誰でもそのまま構わずに真直ぐに道を保って、真直ぐな道を神聖な梯子まで歩み、師の集会の日を待ちなさい。それは貴重なことです。師は、各々が異なった場所で入門したように、上層文を通して自ら決めるようにとした。

師は、子供たちに恩恵を施した。」とある。

この文は、『道史』や『日記』の同日のお告げにも記されている。抽象的で具体性がないが、「邪悪な慣習」と「気高い文筆」との争いであり、これを正すために、後から道を歩む後輩たちまで邪な道を歩むことを避けるために、6月末を以ってコォ・ブットを停止すると述べている。「邪悪な慣習」とは具体的に、どのような慣習であるのかを明確にすることも、一つの課題である。ただ、カオダイ成立以前の19世紀ヴェトナムでは、降霊の習俗はザン・ブットを始めなくなく、五支大道の仏寺でも行われていた。

『日記』の6月12日の尚生〔カオ・ホアイ・サン〕とミー・ゴック (Mỹ Ngọc) が行ったフォ・ロアン (扶鸞Phò Loan) でのお告げに師が降って、「扶鸞を完全に行うことは皆の責任である。」と諭している。

さらに『道史』7月26日に、バ・ズィア (Bà Rịa) のフウオク・トォ壇でのお告げで、「至尊は、幾人かの子供たちはコォ・ブットが最も重要であることを知らねばならない。」と諭している。このお告げにはホアイという実名が出ており、最初の12人の門弟の一人であるグウエン・ヴァン・ホアイ (Nguyễn Văn Hoài) のことと思われる。コォ・ブット停止命令の施行開始は、旧暦の6月末からなので、ギリギリになったの降霊である。

この後、既にみたように9月12日の『聖言』第2巻と『道史』の教団の規則に則っていれば、

上奏してよいというお告げが続く。筆者が見学した1971年や73年段階では、上奏の仕方は、師に上奏して判断を仰ぎたいことを記した書を読み上げたうえで壇の前で燃やし、煙が天に上ったところからコォ・ブットによる降霊が始まり、コォ・ブットの先が砂地に記す字を読み上げ、それを記述したものがお告げとなり、改めて至尊のご指示・回答として、公表されていた。基本は変わらないものと思う。なお、解放後はコォ・ブットは迷信として、教団が行うことは政府によって禁じられている。

『聖言』第2巻と『道史』の11月29日に、「至尊の聖なる教えは、「コォ（お告げ）を停止する前には、師が命令しても施行しなかったので、師自らに及ぶ過ちを自ら苦勞して求めた。」と叱った。」とお告げが降された。そこには「多くの者が師の言葉に言及しないのは何なのか。しなければならぬ務めに背いて、どのようにして天の苦難に付きまとわれないのか。彼らは三教台（Tam Giáo Đài）まで響き渡る反感の種をまいたので、師のこの後の歩みは靈感を救済しにくいものとなった。子どもたちは真心から教えに入ったにもかかわらず、脈絡もつかないほどこんがらがったことを解きほぐすことも難しく、三教の座（Tòa Tam Giáo）が準備した彼らの不運を、師が賦与せざるを得なかった。それゆえ、一人一人の悔い改めはこの後どのようになるのか、罪が増しそのために祝福も冷やかされる。」といった文もあり、加えて「師はコォ・ブットを停止する前に、コォ・ブットの使い方を説明していた。各天の封じた者が師の聖なる言葉を受け取る権利があると思っていたので、なぜそんな曖昧さがあり得るのか。」とお告げが記されていることから、先のお告げで指摘された「邪悪な慣習」が、「三教の座」に関わるものであることが窺え、コォ・ブットに伴う曖昧さに起因する混乱を改めるため、協天台高官が監視するよう、この11月29日のお告げの中で論じている。ここで言う三教の座とは教えの法律に大きく違反した職色・職事・道友を裁く

ための教団内の特別裁判所もしくは、審問のための審議会を意味している⁽²⁶⁾ものと思う。では誰が教えの法律に大きく違反していたのか。師が自ら論さねばならなかった人物らのことと推察できる。

6. 「女派創設」に関するお告げについて

『道史』1月14日のお告げで、「女派設立」が論されている。

『聖言』第1巻の2月1日のお告げには、聖なる教えは多くの職色を褒め、李教宗は女派に式服を与えたとある。

また、『道史』2月7日のお告げで、女性信徒を集めよとの指示が降されている。

さらに、『道史』・『日記』2月15日のお告げでは、ゴォ・ケン聖室において、師が女派職色を封じており、女配師2名、女教師8名、女教友28名、女礼生56名の実名⁽²⁷⁾が降されている。

『聖言』第2巻・『日記』の各3月5日には、「観音如来の聖なる教えは、これから歩みを始めようとしている信徒を導くために一緒に協力するよう女性派に助言した。」とお告げが降されている。

このように観ると、女派の創設が1927年の1月から3月初めの極早い時期になされていることが知れる。女性に開かれた教えを標榜するように思えるが、配師の権能も男性が正で女性が従としての権能しか与えられていない。1920年代を考えれば、必ずしも男女平等でないとは言い難いものと思う。

7. 「外教聖会創設」に関するお告げについて

『道史』と『日記』の2月8日に、「師はカンボジア人信徒を論し、跡取りがないものや病気を治療している者に玄妙な力を授けた」とのお告げを降した。「造化の神の神聖さは公平である」、とも記されている。

『日記』の2月25日のお告げには、姜尚子衡（Khuong Thượng Từ Nha）の下の聖卓に置くために、ノルン・ズイン（Noln Dinh）の年だけ

を記した龍の位牌 (bài vị Long) は、生死の日時を記した位牌に換えなければならないと諭している。ノルンは道名で殺害された時の名はクム母さん (Me Khum) と言い、座にあって訴訟を起こしていた。このままでは、十分に公平ではないので、玉帝 (Ngọc Đệ) は、恨みを晴らす勅旨を与え、無等級の神位に連ねた。とも記されている。

翌日2月26日の『日記』には、ゴォ・ケン聖室において、李教宗が、カンボジアの死んだ方の霊を道人に導くための職を封じている。民族による差別のない開かれた宗教であることを示すとともに、タイ・ニン省がカンボジアに隣接している地勢上の位置関係と共に、フランス植民地政庁の支配領域がインドシナ3国に及んでおり、同じ苦しみの下に置かれていたという政治・社会的な関係を反映しているものと解される。

『日記』7月27日、プノンベンにおいて、護法が教えを開き、師は門弟を集め「外交聖会」を設けたとのお告げを降した。このお告げは、ファム・コン・タックが、至尊の命によりサイゴン関税局を6か月休職し、ゴォ・ケン聖室においてカオダイ開道大札に心を配るために、1927年3月末まで他の天の封じた職色と共に行動した後、復職すべきかを師に問うた。師は復職を指示したが植民地政庁関税局はサイゴンでファム・コン・タックを働かせることなく、カオダイ教の指導部から引き離すためにカンボジアへの転勤を指示したとの経緯が記されている。

ファム・コン・タックは、プノンベンのカオ・ホアイ・サンの実兄カオ・ドゥック・チョン (Cao Đức Trọng) 氏の家に暫く滞在することとなり、かつてカオ・ホアイ・サンやカオ・クイン・クウと共に行ったサイ・バンをここでも行うこととなった経緯も記されている。そこでのサイ・バンで、小ゴツ・コォ (小玉機Tiểu Ngọc Cơ)⁽²⁸⁾ を使った降霊やチェス盤のような正方形の盤の上にヴェトナム語の文字が全て書かれており、指された文字を読み、記者が記録していくと

いうウィジャヤボード同様の降霊法が降されている。加えて、何かを求めたい人は、要求を紙に書き、その要求を念じながら降霊に参加すると、突如その要求した者の名が呼ばれ、要求に応えるために試され、答が下される旨が記されている。カオ・ドゥック・チョン氏の家の2件目の隣にいたチャン・クワン・ヴィン (Trần Quang Vinh) 氏も降霊に加わり国の将来を問うなどの降霊を行っており、6月第1週の降霊には月心真人 (Nguyệt Tâm Chơn Nhơn) ことヴィクトル・ユーゴが降臨している。

ファム・コン・タックが1927年3月末以降はタイニンでなく、カンボジアのプノンベンにおり、公務員として給与生活を続けていたことが知れる。逆に言えば、当地の信者数などカンボジアにおけるカオダイ教の具体的な動きは述べられていない。このことは、カオダイ教団の意図としてカンボジアに教えを拡大したものの、さしたるカンボジア人の信仰を得る段階には未だなかったことが窺える。

8. その他のお告げについて

(1) 『師による諭す (諭せ)』に関するお告げについて

① 『道史』・『日記』1月1日のお告げに、トゥオン・キィ・タン (Thượng Kỳ Thanh) を弟子として諭せというお告げが降された。1926年12月22日の李教宗のお告げでヴウオン・クワン・キィ (Vương Quan Kỳ) は既に追放されていたのを改めて弟子として指導するようトゥオン・チュン・ニュットに降している⁽²⁹⁾。

② 『日記』4月26日のお告げには、師がグウエン・ヴァン・カ (Nguyễn Văn Ca) を諭している。このお告げに、正しい教えが邪道とは異なることを知るためには教えに誠実に信ずる心を持たねばならないと記されている。ちなみに、5月12日のお告げでは、グウエン・ヴァン・カを大配師に封ずる旨が記されている。カはタイニン聖座における運営に不満が

あった⁽³⁰⁾と思われる。

- ③ 『日記』5月11日のお告げでは、トゥオン・チュン・ニュットを論している。内容から鑑みるに、次期教宗としての心構えを論したもので、教えに反するものではない。
- ④ 『日記』11月13日のお告げでは、トゥオン・トゥオン・タン (Thượng Tương Thanh) とタイ・ムク・タン (Thái Mục Thánh) を論している。トゥオン・トゥオン・タンは道名でグウエン・ゴック・トゥオン (Nghên Ngọc Tương) が本名である。1934年に、タイニン聖座を出て、教えを整えとの意向からカオダイ・バン・チン・ダオ (Ban Chinh Đạo Cao Đài) を創り、教宗となった人物である⁽³¹⁾が、既に1927年末ごろから分派の兆しを持っていたようである。

5の「コオ・ブット」に関するお告げで述べた、師が自ら論さねばならない人物とは。トゥオン・チュン・ニュットを除く上述した方々を中心とすると解し得る。

(2) 「教えの性格」を窺わせるお告げについて

- ① 『道史』1月8日の李太白のお告げで、教えを気にもしないで、家族のために薬を求めするために祈る人々に、ここはもともと玉隴上帝の寺院であり病院や薬局でないことを伝えなければならないと論している。逆に言えば、薬草の処方や治病を求めて祈りに来る者が少なくないことの証左とも思える。
- ② 『聖言』・『道史』・『日記』の2月5日のお告げに、サイゴン、チョ・ロン、ザ・ディン、フエ、ハイ・フォン、ハノイのヴェトナムの6大都市災難の予知をしている。
- ③ 『聖言』2月20日のお告げでは、「至尊の聖なる教えは、「アジアにおけるヨーロッパ人のもたらした災いが、天の詩という理由のために、競り合うことが多くの凶暴な人種の人達に痛ましい原因を作るであろうことを暴露した。」と論した。」とある。
- ④ 『日記』5月15日のお告げには、聖水で治

療したとの記述がお告げとして降されている。

教団は、薬の処方をしたり、聖水で治病したり、予言をしたり、現状分析をして見せたりをする機能を有していたり期待されていたことが、これらのお告げから窺える。

(3) 「詩」に関するお告げについて

- ① 『日記』1月11日のお告げは、李教宗の「寓世」という長編の詩⁽³²⁾が降されている。
- ② 『聖言』第2巻2月19日のお告げには、関帝・南海観音如来の大道讃歌の詩が降されている。
- ただ、李太白が教宗であるためか、お告げにはやたらに詩が多く、付加されている。『聖言』第2巻には別綴で48ページに及ぶ『詩集』⁽³³⁾が続いて収録されている。

(4) 「協天台設立」に関するお告げについて

『聖言』第1巻・『日記』2月13日のお告げに協天台の霊的・世俗的権力に関してお告げを用いることについて論し、丁卯1月12日に協天台法正伝を設けたことが記されている。すなわち、「すべての門弟はしっかりと命を守り従いなさい。協天台は教えの神聖な権を握っておられる師が居られる場所です。

凡そ教えに関することは、協天台に関することである。師が一般の人達の手に必要な教えを引き渡す前の時期であったため五支大道 (Ngũ Chi Đại Đạo) は一般的な規とされたが、日がたてばたつほど聖なる教えから遠ざかったので、一般的な教えを立てることになった。しかし、師はきっと自身にまで及ぶこととなり、師は子どもたちを教え導くことができるだけで、それ以上重要な教えを一般的な手に引き渡すことを認めるべきであると師は言った。さらに言えば、協天台は教宗が全人類のために死者の成仏を祈り、三十六天 (Tam thập lục Thiên)、三千世界 (Tam thiên Thế giới)、六十八地球 (Lục thập bát Địa cầu)、十殿閻宮 (Thập Điện Diêm Cung) と共に聖餐式を行う教宗の場である。

師は神聖な所用を言い、また、さらに現生での所用を言った。協天台は、左に尚生がおり、右に尚品がいる護法の掌管の権能の下にある。また、師は十二時君を選び、3つに分けた。

i. 護法の掌管の分は、法（Pháp）に関するもので、

- 保法（Bảo Pháp）；グウエン・チュン・ハウ（Nguyễn Trung Hậu）
- 憲法（Hiển Pháp）；チュオン・フウ・ドゥック（Trương Hữu Đức）
- 開法（Khai Pháp）；チャン・ズイ・ギア（Trần Duy Nghĩa）
- 接法（Tiếp Pháp）；チュオン・ヴァン・チャン（Trương Văn Tráng）はこの世の法則と教えの法則を守るために、協天台が知らない法則を通過した者は誰一人としていない。

ii. 尚品の権は教え（Đạo）の分に関するもので、その権能の下に、

- 保道（Bảo Đạo）；カ・ミン・チュオン（Ca Minh Chương）
- 憲道（Hiển Đạo）；ファム・ヴァン・トゥオイ（Phạm Văn Tươi）
- 開道（Khai Đạo）；ファム・タン・ダイ（Phạm Tấn Dải）
- 接道（Tiếp Đạo）；カオ・ドゥック・チョン（Cao Đức Trọng）

浄室や幾つかの聖室での教えに関して心配し、師の諸門弟の世話をし擁護しても、誰も律法に背いてまで苦しむことはできない。

iii. 尚生は、この世（Đời）の部分に関して心を配る。

- 保世（Bảo Thế）；レエ・ティエン・フウオク（Lê Thiện Phước）
- 憲世（Hiển Thế）；グウエン・ヴァン・マン（Nguyễn Văn Mạnh）
- 開世（Khai Thế）；タイ・ヴァン・タウ（Thái Văn Thâu）
- 接世（Tiếp Thế）；レエ・テエ・ヴィン（Lê Thế Vĩnh）

師は子どもたちが無私の気持ちで教えを行うよう戒めた。師は「権能を尊重すればするほど、必ず罰も厳しいものとなる。」ことを子どもたちが前もって知っておくようにした。」と記されている。このことから、神のお告げを司る霊媒集団組織の頂点には、護法であるファム・コン・タックが、その左右を固めているのが、1925年当初のサイバン・グループであった尚品カオ・クウイン・クウと尚生カオ・ホアイ・サンであったことが知れる。

なお、十二時君を準備するために至尊は6つの扶鸞グループに分けて仙道扶機道士に封じている。すなわち、

- チュオン・フウ・ドゥック = グウエン・チュン・ハウ；（ドアン・ヴァン・バン氏の家）カウ・コオ壇での扶鸞
- チャン・ズイ・ギア = チュオン・ヴァン・チャン；（イエ・マ・ジョンが住持しているフウオック・ロン寺）ロク・ジッジャン壇での扶鸞
- ファム・ヴァン・トゥオイ = カ・ミン・チュオン；カン・ゾック、タン・キム社のグウエン・ヴァン・ライ委員の家）タン・キム壇での扶鸞
- ファム・タン・ダイ = グウエン・ティエン・キム；カン・ゾック、ラック・キエン市場近くのロン・タン寺壇での扶鸞
- フウイン・ヴァン・マイ = ヴォ・ヴァン・グウエン；（トゥ・ドゥック市場近くのゴォ・ヴァン・ディエウ氏の家）トゥ・ドゥック壇での扶鸞
- グウエン・ヴァン・マン = レエ・ティエン・フウオク；

以上のようにサイゴン—チョ・ロン地区周辺の壇を固定化して二人一組で扶鸞を行う体制を構築している。

(5) 「性悪や鬼王の妨害」に関するお告げについて

① 『道史』・『日記』 2月11日の李太白のお告

げに、「教えが開かれるほど、民衆はさらに性悪で言うことを聞かなくなる。師に何度も上奏して疲れ果てたが、天のことは白玉京で明々白々なので、どれくらい衆生を深く愛し、どれくらい長く認めているかにより、それに応じて悲痛なほどに増々頭を痛めることとなり、どのようにしても修正できない。」として、最後には子どもたちに強いるための賞罰の権を求めている。李教宗の賞罰の権は1926年10月29日のチョ・ロン大壇でのお告げで認められているので、愚痴をこぼしたものと思われる。それに続いて、「新律に関し白玉京に出仕し、師に新律に秘密秘伝の手管を投入する許しを得、師が承認したので、揃うために全員に十分な幾つかの派と幾つかの支を期待されねばならない。」とある。ここでいう幾つかの派とは、具体的に何を指すのかは定かでない。愚痴を含めて、このような内容が李教宗のお告げとして降されることは異様である。教団が多様な信徒に手を焼いている様子が窺える。

- ② 『日記』 6月9日のお告げに、李太白は鬼王が権能を大いに弄んでいるので、タン・アン (Tân An) に問題なく行く日がないと降している。天候が悪いのが、何が妨げなのかは記されていないが、鬼王の仕業を説くことで説明理由になることに当時のカオダイ教周辺の宗教文化が窺える。

(6) 「分派の芽を諫める」お告げについて

- ① 『聖言』 第2巻の3月5日のお告げで、「粗野な心のために道を割り、路を分けて不正を範とするようなことをしてはならない。互いに親しみ睦あって衆生を導かねばならない。」と至尊の聖なる教えが論している。丙寅の年(1926) 8月のお告げで、師より前にカオダイの名を用いて邪な権が邪道傍門を設けたことに注意するよう論しているので、分派の兆しが既に1927年に始まったことが知れる。ただ、具体的な分派等の記述がないことは残念

である。

- ② 『道史』・『日記』 6月17日にチョ・ロンで下されたお告げでは、「正しく行動しても、お互いを受け入れることがなければ、教えへの信仰を失うには十分で、良くない事です。」と至高の存在が論し、教えへの不満と分派の芽を諫めている。師がサ・デックに行った時のことを述べたお告げだが、多様な考えを持つ信徒が入門したため、お互いが寛容の心を持たねばならず、対立と分立の芽を早めに摘もうと論している。

(7) 「儀式・礼日の案内」に関するお告げについて

- ① 『日記』 1月26日のお告げで、「天朝の諸聖霊の礼が子の刻に行われた。」とある。
② 『道史』・『日記』 1月31日のお告げでは、カウ・コオ聖室での式典案内がなされている。
③ 『道史』・『日記』 2月9日のお告げでは、この日が師の誕生日であることが示されている。至上の存在でも誕生日があり父母が想定される点では、人間的な理解に基づく神と知れる。

(8) 「人事」に関するお告げについて

- ① 『道史』 2月10日のお告げでは、すべての衆生を天は穏やかに封ずと降されている。
② 『日記』 7月21日のお告げでは、得度を廃止した功のある職色を封じた。そこには9人の教師・多数の教友と多数の礼生282位が含まれていた。6月1日のコオ・ブットによる得度(救済)廃止の命令に従った信徒を功とする人事であり、人事と組織を論功行賞の道具として使っていることが知れる。逆に言えば教団運営に異なった意見を持ったり、異論をはさむ者は組織の中で高い職位には昇れない運営をしていることを窺わせる。
③ 『日記』 7月27日のお告げでは、護法とカオ・ドゥック・チョンがコオを扶け、師がレエ・ヴァン・バイ (Lê Văn Bày), グウエン・

ヴァン・ラム（Nguyễn Văn Lắm）、ヴォ・ヴァン・ス（Võ Văn Sự）の3氏を教友の職位に、ダン・チュン・チュ（Đặng Trung Chừ）、チャン・クワン・ヴィン、ファム・キム・クア（Phạm Kim Cúa）の3氏を礼生の職位に封じた。また、女派ではチャン・キム・フォン（Trần Kim Phụng）、ダン・ティ・フエ（Đặng Thị Huệ）、グウエン・ティ・ハット（Nguyễn Thị Hát）の3人の女性信徒が教友に、フウイン・ティ・チョン（Huỳnh Thị Trọng）女性信徒が礼生に封じられた。この人事はカンボジアでの教えの布教開始に伴うものと思われる。

- ④ 『日記』 7月29日のバ・ズィアのロン・タン壇で降されたお告げでは、これからは新法に従って教えを実践し、衆生を集めるとしている。

(9) 「フランス植民地政庁への対応」に関するお告げについて

- ① 『日記』 1月26日のお告げの最後に、「トゥオン・チュン・ニュットがル・フォル（Le Fol）に手紙を書いた。」と降している。南圻総督ル・フォルは、カオダイ教への理解を持っていたので、伝道事業も容易であったとグウエン・ヴァン・ホンは評価している⁽³⁴⁾。1926年末にパスキエ（Pasquier）全権はル・フォルを変えてカンボジア総督とし、ブランシャール・ドゥ・ラ・ブロス（Blanchard de la Brosse）をル・フォルに代わって南圻総督とした。
- ② 『日記』 3月19日のお告げに、「チュンよ、子どもは師が子に命じた言葉通りにしなければならず、もう一度ブランシャール・ドゥ・ラ・ブロス氏を訪問しなければならない。」と降している。グウエン・ヴァン・ホンは、当時のインドシナ全権ピエール・パスキエはカオダイ教を反仏宗教団体と認識していたので、あらゆる方法で教えを禁止もしくは消滅しようとして、同じ派閥のブランシャール・ドゥ・ラ・ブロス氏をコーチシナ知事として、教え

を抑圧したとしている。

- ③ 『日記』 7月29日には、「フランス政権に対する得度（救済）を廃してコォ・ブットを中止する問題」と題したお告げが降された。ここでは、1927年6月に入って、トゥオン・チュン・ニュット頭師が南圻総督ブランシャール・ドゥ・ラ・ブロス知事に謁見を申し入れ、3度断られ、その後10分だけということから始まった議論が記されている。長い議論なので紙幅の制限から再現できないが、チュンが知事に「仏教やカトリック、プロテスタント等の他の宗教は、なぜ知事の許可なしでヴェトナムで教えを広めているのかを問うたところ、知事は仏教やカトリック等の宗教は言葉や経典などにより教えを広めている。それに比べてカオダイ教はコォ・ブットによるもので、好奇心の強い衆生を魅了して、迷信で人々を導いている。知事としてそのような方法で民衆がコントロールされるのを防ぐ必要がある」と回答している。そこでチュンは、師のコォ・ブット停止命令を利用して、「知事のご意見によると、私もカオダイ教は書かれたものを持たずに教えを広めているのですが、これからは、他の宗教の様に言葉と経典を通してのみ教えの言葉を広めることを約束します。」とチュンが知事に言うと、知事は「あなたが今ご説明になった通りに行くことを誓うのであれば、私はあなたを止めません。ただ、公務員から議事録にのせるだけの十分な証拠があるとの報告があった場合には、完全な禁止を命じるだけでなく、法廷に提訴して罰を降します。」と応えている。旧暦の6月末以降もコォ・ブットによるお告げが全くなくなったわけではないので、この7月29日のお告げが全てのカオダイ教徒に公開されていたとは考えにくいだが、このチュンと知事の会話の全文はカオダイ教団の本質にかかわる問題である。コォ・ブット中止問題は教えを正すためだけでなく、植民地政庁から教団を護り、維持していくためにも、コォ・

ブットは一時的にせよ中止せざるを得ない状況があったことが知れる。なお、植民地政府の恐怖についてはドン・タンも指摘論述⁽³⁵⁾している。

(10) その他のお告げについて

- ① 『道史』日時不詳のお告げで、教えを歌で教えることについて降されている。カオダイ・ティエン・ティエン派の聖座を訪れた時、女派の尼僧から歌での教えの学習を見学したことがあるので、今でもこの学習法があることが知れる。
- ② 『日記』6月13日のお告げに、玉掌法チャン・ヴァン・トゥの死亡が報告されている。
- ③ 『日記』12月22日のお告げに女配師フウォン・タンが『布告経（Kinh Bó Cáo）』を公開したことが降されている。

おわりに — 結論に代えて

1927年のお告げの最大の特徴は、何と云っても、そのお告げの過半が1月から3月もしくは4月までの3・4か月に集中していることにある。その原因が6月1日に出されたコォ・ブット停止命令にあることは上述したとおりである。実は6月1日以前から停止命令を出さざるを得ない混乱があったことも上述したとおりである。そのことを踏まえてたうえで、次のような特徴を指摘することができると思う。

- ① 李教宗や師による無形の指導が通例とされた。ほとんどのお告げは、この二つの名の下に降されている。文字通り五支明道のミン・リの影響とされる「無形の妙用」である。開道直後の教団ではレェ・ヴァン・チュンもタイ・ニンに常駐していたわけではなく、ファム・コン・タックも1927年6月以降カンボジアへの転勤となっている等の背景があるものと思う。
- ② コォ・ブット停止命令は、教団内部にはコォ・ブットに降るお告げが余りに多様であるために、教えとしての整合性を図れない状

況が生じ、真正のものとして教義を整えていくために、一時的にでもコォ・ブットを停止せざるを得なくなったと思われ、古くからの五支明道などの教えを邪なものとして排除せざるを得なくなり、教団外部の植民地政権からは、経典や書かれたもので教えを広めていないことを迷信と非難され、教団の禁止もしくは消滅を知事から迫られているという内憂外患の状態に置かれていることが、大きな原因である。

- ③ 協天台の設立は、上述したコォ・ブットを霊媒集団によって組織化することでお告げの独占を図ったものと思われ、協天台の人事を握ることでコォ・ブットを占有しようとした組織である。現実に1927年段階では、ファム・コン・タック、カオ・ホアイ・サン、カオ・クウイン・クウというサイ・バン・グループに掌握されている。この事実は、教団の法規上はこの3人の同意が得られれば、李教宗あるいは師の名で、どのようなことも論ずことができる体制が確立されたことを意味している。
- ④ 女派の創設は、教団に陰陽のバランスと個人の宗教ではなく家庭の信仰としての余地をもたらした教団の発展と信徒拡大策として大きな役割を果たしたと思われる。
- ⑤ 外教聖会の創設は、ヴェトナム人、カンボジア人、中国系ヴェトナム人、チャム人等、国際色豊かな南部地域の中で、あらゆる民族に開かれた教えとしての広がり保証する教団の体制を確立するとともに、フランス植民地政権からの弾圧があった時に避難する場と組織を確保する意義があったものと思われるが、ファム・コン・タックが関税局公務員としてプノンペン勤務とされた背景もあったことが窺える。
- ⑥ 聖地の購入と聖座の建設は、ゴォ・ケン寺の代替え地を如眼和尚にきちっと返していなかったことから始まったもので、些か理念先行でデザインが進み、購入費用や建築費用に

は計画性を観ることは難しい。聖地の選定理由が風水による六龍扶印とされている点は興味深い。

- ⑦ フランス植民地政庁の弾圧は、お告げの中に記されている例は少ないが、当時の植民地総督の権力の大きさとその下でのヴェトナム人の新興民族宗教が置かれた基盤の脆弱さが感じ取れる。
- ⑧ 他の邪なコォ・ブットへの降臨、あるいは教えの混乱は、ほとんどのお告げが抽象的で、具体的な記述を欠いているために持って回った表現となっているが、道德や至誠や仲間との親和・親睦・愛情・義理等を持ち出して修養を説かなければならないほど多種多様な文化があったことを窺わせる。
- ⑨ 法正伝や新律の確立による、法規制でコォ・ブットに代えようと努めたが、実質的には異論を持つ方々を追い詰めて、結果的には分派に追いやったように思われる。1927年はその方向を打ち出した教団運営の開始された年と思われる。

以上のような特徴が1927年の凡そ140のお告げを通してみられるカオダイ教創設期の特色と考える。いうまでもなく、本稿が利用したお告げ資料は、『聖言』もフウオン・ヒエウの『道史』もタイ・ニン聖座派のものであるが、この段階では未だ分派はなく、その意味ではタイ・ニン聖座派と限定して考える必要はないものと考えられる。

<注>

- (1) 高津 茂 (2015) 「カオダイ教におけるフォ・ロアンとサイ・バン——カオダイ教形成過程におけるサイ・バンを中心として——」、『人文学報』第108号, 2015, pp.128-135
- (2) 現在、少なくとも出版されている聖言は、① Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ, Toà Thánh Tây Ninh ; THÁNH NGÔN HIỆP TUYỀN (『聖言協選』), Quyền Thứ Nhứt, Tái Bản Năm Kỷ Dậu, 1969 & Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ, Toà Thánh Tây Ninh ;

THÁNH NGÔN HIỆP TUYỀN, Quyền Thứ Nhì, In Lần Thứ Ba, Canh Tuất Niên, 1970

- ② Cao Đài Đại Đạo Phái Chiêu Minh : ĐẠI THỪA CHƠN GIÁO (『大乘真經』), In lần thứ nhì, Canh Dần (1950)
- ③ Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ, Cơ Quan Phổ Thông Giáo Lý Đại Đạo, ; THÁNH GIÁO SƯU TẬP (『聖教搜集』) Năm Ất Ty (1965), Nhà Xuất Bản Tôn Giáo, 2010, 他 3 卷. ibid. Năm Bính Ngọ - Đinh Mùi (1966-1967), Nhà Xuất Bản Tôn Giáo, 2010. ibid. Năm Mậu Thân - Kỷ Dậu (1968-1969), Nhà Xuất Bản Tôn Giáo, 2009. ibid Năm Giáp Dần (1974), Nhà Xuất Bản Tôn Giáo, 2010 の以上 3 種あるが、ここでは①の大道三期普度 タイニン聖座『聖言協選』第 1 卷, 再版, 1969 と同第 2 卷, 第三版, 1970 に記されたお告げを指すものとする。
- (3) Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ (Toà Thánh Tây Ninh ; ĐẠO SỬ, Quyền II, Từ năm Ất Sửu (1925) đến năm Kỷ Ty (1929), Biên Soạn : Nữ Đầu Sư Hương Hiếu, Hội Thánh Giữ Bản Quyền, Do Thánh Thát Tộc Đạo Westminster, Tiểu Bang California, Hoa Kỳ ấn hành năm Ất Hợi (1995), In tại MEKÔNG PRINTING, 2421 W. First Street, Santa Ana CA 92703 USA
- (4) Hiền-Tài Nguyễn Văn Hồng : ĐẠO SỬ NHỰT KÝ, Quyền I - Phần I, Thời kỳ Khai Đạo và Đức Quyền Giáo Tông cảm quyền nền Đạo, Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ Toà Thánh Tây Ninh, Tài Liệu Sưu Tầm 2017
- (5) 高津 茂 (2020) 「カオダイ教団創設期(1926年)のお告げとその解析——大道三期普度教団の創設——」, 東洋大学アジア文化研究所『研究年報』2017年 第55号 (2021年1月31日発行), pp.63-66
- (6) 高津 茂 (2012) 「ヴェトナム南部メコン・デルタにおける五支明道とカオダイ教」, 星槎大学紀要『共生科学研究』No.8, pp.26-44
- (7) 高津 茂 (2017) 「ゴォ・ヴァン・チュウとカオダイ内教心傳」東洋大学アジア文化研究所『研

- 究年報』2017年 第52号（2018年2月28日発行） pp.101-122
- (8) 高津 茂 (2015) op. cit.
- (9) 高津 茂 (2019) 「1925年におけるカオダイ教サイバン・グループとカオダイ教外教公傳」, 高津 茂 (2017) op. cit.
- (10) 高津 茂 (2020) op. cit.
- (11) カオダイ教の時代区分論については, Hiên-Tài Nguyễn Văn Hồng : ĐẠO SỬ NHỰT KÝ, Quyển I - Phần 3, p.45
- (12) 注 ii ①参照
- (13) 武内房司「カオダイ教：三教合一運動のベトナムの展開」, 『中国近代の民衆宗教と東南アジア』, 研文出版, 2021, 96頁で, 「如意道船真人」ではなく「永源寺の位牌」から「如意道禅真人」としているのに一応従った。ただ, ベトナム語ではThuyềnとなっており, 「船」に当たる。
- (14) Đồng Tân ; Lịch Sử Cao Đài Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ, Quyển II, Phần Phổ Độ, I, Khai Giáo Năm Việt Nam, Sự Thành Hình Các Chi Phái, 1926-1937., Nhà Xuất Bản Cao Hiên Hải Ngoại, Tái Bản Lần I, 2008 pp.105-106 , pp.208-210,
- (15) Hiên-Tài Nguyễn Văn Hồng : ĐẠO SỬ NHỰT KÝ, Quyển I - Phần I, p.372
- (16) 高津 茂 (2020) ; op. cit. pp.62-63
- (17) 「寓世」原文と解説は, Hiên-Tài Nguyễn Văn Hồng (2017), pp.362-370
- (18) 高津 茂 (1986-a) 「カオダイ教の『新律』について —カオダイ教聖典の考察—」, 立教大学史学会『史苑』第45巻第1号 (通巻134号), p.66
- (19) 高津 茂 (2020) ; op. cit. pp.72-73
- (20) 高津 茂 (2010) 「チャン・ダオ・クワンとカオダイ・ミン・チョン・ダオの形成過程」, 東洋大学アジア文化研究所『研究年報』第45号 (2011年2月28日発行) pp.100-116
- (21) 高津 茂 (1986-b) 「『法正傳注解』 訳考 [1] —カオダイ教聖典の考察—」, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所『研究年報』第21号, 1987, pp.15-29
- 高津 茂 (1988) 「『法正傳注解』 訳考 [2] —カオダイ教聖典の考察—」, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所『研究年報』第23号, 1989, pp.63-78
- (22) 高津 茂 (2020) ; op. cit. pp.65
- (23) Đồng Tân (2008) ; op. cit. pp.211-212
- (24) 1887年の仏領インドシナ連邦成立以降の1マウ=3600㎡であるので, 50畝は180000㎡となる。1887年以前では1畝=6200㎡であるので50畝は310000㎡となる。(関本紀子「度量衡から見る植民地期ベトナムの社会経済構造とフランス植民地統治—度量衡関連法整備からの一考察—」, 東京女子大学『経済研究』第5号, 2017年, p.15)
- (25) Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ Cơ Quan Phổ Thông Giáo Lý Đại Đạo ; CAO ĐÀI VẤN ĐÁP, Nhà Xuất Bản Tôn Giáo, 2010, p.23
- (26) Từ Điền Cao Đài ; Tòa Tam Giáo
- (27) Hiên-Tài Nguyễn Văn Hồng (2017) op. cit. pp.390-394
- (28) 高津 茂 (2015), op. cit. pp.131-132
- (29) 高津 茂 (2016) 「ヴウオン・クワン・キエとカオダイ・カウ・コォー聖室の形成過程」, 東洋大学アジア文化研究所『研究年報』第51号 (2017年2月28日発行), p.200
- (30) 高津 茂 (2013) 「グウエン・ヴァン・カとカオダイ真理聖会の創設と歴史」, 星槎大学紀要『共生科学研究』No.9, pp.95-96
- (31) 高津 茂 (2011) 「グウエン・ゴック・トゥオンとカオダイ・バン・チン・ダオの成立をめぐる」, 東洋大学アジア文化研究所『研究年報』第46号 (2012年2月29日発行), pp.137-139
- (32) 李教宗の「寓世」の全文は, Hiên-Tài Nguyễn Văn Hồng : (2017) op. cit. pp.362-369
- (33) THÁNH NGÔN HIỆP TUYẾN (1970), op. cit.
- (34) Hiên-Tài Nguyễn Văn Hồng (1970), op. cit. pp.339-341
- (35) Đồng Tân (2008) ; op. cit. pp.233-241

(客員研究員)

The Oracle and the Analysis just after the Founding of the Cao daist Cult (1927)

TAKATSU Shigeru

Approximately 140 was given to an oracle of Cao daism in 1927. Nearly 70 percent of the oracle are concentrating in March from January. The reason is because Co But stop statement was taken out on June 1.

The reason that stop statement can't help be taken out is various divine will is because to be taken down at a platform throughout the country, confusion has formed to tell, and to avoid a policy of prohibited or extinction of Cao daism of French colony government house. I monopolized by specializing implementation of Co But in a psychic organization called Hiep Thien Dai, and tried to advance conversion to religious society government by a legal model without depending on an oracle by initiation's doing a model by a new law.

Selection buys a sacred place and construction in Holly See has been begun. The female party organization is founded, St. diplomatic meeting is founded for missionary work to Cambodia and confusion is judged as the feature of the creation period in the point that I planned for expansion of a religious society, but without doing strict SAMA NI, it can also be said the evil which hurried believer expansion.

Key words: Cao daism, Dai Dao Tam Ky Pho Do Co But (Necromantic Society) Diplomatic meeting, Holly See construction project